

西海市における総合評価方式の取り組みについて

平成20年12月4日：長崎県西海市管財契約課

1、はじめに

西海市は、長崎県の中央部の西彼杵半島の北部に位置し、多くの離島も有しています。そして一部が、「島国の王国」と称される西海国立公園にも指定されており、多くの島々と複雑に入り組んだ海岸線と西に沈む夕日が素晴らしい景観をつくり出しています。また、平成17年4月に5町が合併し、平成20年の人口は約3万3千人で、総合計画において、その将来像を「健康の里さいかい」と位置付け、人も自然も産業も、すべてが健康で元気なまちづくりを目指しています。

2、総合評価方式の導入の経緯

当西海市の入札形態は、平成17年度まで、「指名競争入札」と「随意契約」のみでしたが、大規模建設工事（1億5千万円以上）の入札について、公正な競争のもとに厳正確実な執行を期すため、平成18年度に「制限付一般競争入札」を導入しました。

平成19年10月に、公共工事の品質確保の促進に関する法律の制定に伴い、長崎県の強い要請の基に「総合評価落札方式による入札」を実施することとして、500万円以上の建設工事について実施要領を定め、道路改良工事1件の入札を「特別簡易型」により実施しました。

平成20年3月に、「簡易型」方式を加えるとともに、一般競争入札においても実施できるよう規定を改正した。更に、総合評価入札を6件以上実施することを申し合わせ、平成20年9月までに下水道2件、上水道1件、農道2件、市道1件、計6件の工事について、指名競争入札の特別簡易型による総合評価入札を実施した。今後も件数を徐々に増やす予定にしています。

3、総合評価導入方式の導入結果

総合評価入札の導入に当たっては、平成19年8月に県からの要請を受け、本市の入札制度検討委員会で検討を行い、国が示している市町村向けの「特別簡易型」により規定を平成19年10月に作り、市内の業者に説明会を開催し執行方法や記載要領等の説明を行った後に、実施をした。

当初、意見聴取においては、長崎県総合評価審査委員会に審査を依頼し、評価項目および配点の審査、落札決定時の審査と2回の審査を受けた。よって、通常の入札に比べ、日数を要するため、工事担当課は、総合評価入札には消極的であった。

意見聴取についての国の規定が変更となり、市の規定を改正し意見聴取を地元の土木事務所長に依頼することとした。これにより意見聴取にかかる日数が大幅に短縮された。更に、本市では、入札において、予定価格及び最低制限価格の決定にランダム係数を用い決定する方法を採用しており、総合評価入札においても、入札に対しその場で落札決定ができる入札方式とした。

課題としては、評価項目の配点で市議会よりの要望もあり、平成20年9月に改正を行ったが、今後も情勢の変化により改正する必要があると思っています。また、県の組

織改編により土木事務所の縮小が予定されており、意見聴取の方法の見直しが必要となっている。また、簡易型による規定を導入しているが、実施に向けては、技術者の少ない本市では、期間を要すと考えている。

4、最後に

総合評価入札は、公共工事の品質を確保する目的だけではなく、業者の意識改革を呼び起こし優良企業の健全育成に寄与すると同時に、発注者側においても技術力向上につながると考えておりますので、入札担当課として、実施件数の増に努力する所存であります。

西海市建設工事総合評価落札方式実施フロー

